

阿武町分別収集計画

令和元年6月17日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。

そのためには、最適生産・最適消費・適正処理を目指し、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であり、常に住民の分別・協調意識等の高揚を図りながら、ごみの再資源化、再利用に取り組むとともに、これまで以上にごみ減量化の体系を確立していかなければならない。

本町においては、ごみ処理とリサイクルを総合的に推進するための基本となる「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「混ぜればごみ、分ければ資源」をスローガンに、ごみの一方通行型の社会からリサイクルを進める「循環型社会」への移行を目指して、様々なごみの減量化事業を実施するとともに、中間処理施設での資源物の回収等に積極的に配慮している。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に2R（リフューズ・リシンク）+1L（ロングライフ）を加え、「5R（3R+2R）+1L運動」を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割及び具体的な推進方策を明確化するとともに、関係者が一体となって取り組むべき指針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を更に推進するとともに、住民のライフスタイルを環境保全型に誘導しながら「リサイクル推進の町“阿武町”」を真に実現することを目的とする。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

◎環境保全のリサイクル推進の町づくり

生活環境の保全を最大の目標とし、ごみ問題で悩むことのない循環型社会の町づくりを積極的に推進する。

◎ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり

何よりも「ごみを出さない」、不要になったものは「できるだけ繰り返し使う」、繰り返し使えないものは「資源としてリサイクルする」、

どうしても使えないごみは「きちんと処分する」ことを基本姿勢として、継続的なごみの排出抑制・リサイクル運動を強力に進め、地道な啓発・PR等を通じて個人や団体等の自主的なリサイクル活動を支援するとともに、事業所等における廃棄物処理の指導を積極的に行う。

そのため、「5R+1L運動」を推進する。5R（①リデュース：節減、②リユース：再使用、③リサイクル：再生利用、④リフューズ：断る、⑤リシンク：考え直す）、1L（ロングライフ：有効利用）を中心とした環境学習や啓発活動を、地域に出向いて行う出前講座や学校で行う環境教育と共に身近な生活の中での実践を呼びかけながら、ごみの減量化・資源化に対する理解と意識の高揚を図る。

◎新しい循環型社会の仕組みづくり

従来のライフスタイルを見直す中で、節約という形で実践する経済的な家庭環境づくり、環境に優しい町づくり、エネルギーを大切にする地域づくり、更には、地球環境をよくするための新生活づくり（生活環境の改善）、全ての関係者が一体となって実践できる仕組みづくりなど、ごみ処理とリサイクルが家庭生活や地域社会の中で自然にできるような循環型社会の構築を目指す。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月から令和7年3月までの5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちの、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	79	78	76	74	73

（単位：t）

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の事業を継続して実施する。なお、実施にあたっては住民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

① 環境教育・啓発活動の充実

学校や職域・団体等に働きかけて循環型社会への理解と協力を図るとともに、一般家庭においては分別用ポスター、分別収集用カレンダー、啓発用チラシの配付や広報誌、町ホームページ等を通じて、定期的・継続的な啓発やPR活動を実施する。

特に、学校における総合学習の時間等を利用した「ごみのゆくえ」や「正しいごみの出し方」等についての学習機会や、ごみ処理施設の見学、実地体験を通じて、学校と連携しながら早期に環境教育の徹底を図る。

また、町政出前講座、公民館各種講座、地域サロン等のあらゆる機会を活用し、幅広くごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの正しい分け方・出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

② プラスチックごみの削減

買い物時のマイバッグ持参やマイコップ、弁当箱、マイ水筒等を利用することを更に推進し、容器包装廃棄物排出の抑制に努める。

③ ごみダイエットの推進

循環型の生活環境づくりを広く普及・発展するため、次のような項目を掲げ、ごみダイエットの実践ができるよう啓発活動の強化に努める。

- ・ 無駄なものを買わないよう計画を立てて買い物をする。
- ・ お店では包み紙や買い物袋などの「いらぬ運動」を実践する。
- ・ エコマークなどのついた環境に優しい商品を購入する。
- ・ 詰め替えのできる商品の購入を心がける。
- ・ リターナブル商品の購入を心がける。
- ・ 再生紙などリサイクル商品を購入する。
- ・ 買い換える前に修理を心がける。
- ・ ごみと資源を分ける習慣をつける。
- ・ 資源回収に積極的に参加する。
- ・ 福祉の市など、リサイクル販売をお互いに利用する。
- ・ 生ごみは水分をよくきって捨てる。
- ・ 生ごみの堆肥化を心がける。
- ・ 古くなった洋服やタオルは雑巾等に利用する。etc…

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

また、住民の協力度、公共が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の基準は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶	中身を全部出して軽く水洗いして指定袋に入れて出す
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん	中身を全部出して軽く水洗いしてフタを取って指定袋に入れて出す
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	切り開いて軽く水洗いして紙ヒモで梱包して出す
主として段ボール製の容器	段ボール	紙ヒモで十文字に梱包して出す
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装	紙ヒモで十文字に梱包して出す
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル	軽く水洗いしてフタとラベルを取り除いて指定袋に入れて出す
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	腐敗物を全部取り除き洗剤等で水洗いを充分にして指定袋に入れて出す

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
み
(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	4		3		3		3		3	
主としてアルミ製の容器	6		6		6		5		5	
無色のガラス製容器	合計 8		合計 8		合計 8		合計 8		合計 8	
	引 8	独 0	引 8	独 0	引 8	独 0	引 8	独 0	引 8	独 0
茶色のガラス製容器	合計 9		合計 9		合計 8		合計 8		合計 8	
	引 9	独 0	引 9	独 0	引 8	独 0	引 8	独 0	引 8	独 0
その他のガラス製容器	合計 4		合計 4		合計 3		合計 3		合計 3	
	引 4	独 0	引 4	独 0	引 3	独 0	引 3	独 0	引 3	独 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが広く利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	2 6		2 5		2 5		2 4		2 4	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 3		合計 3		合計 3		合計 3		合計 3	
	引 0	独 3	引 0	独 3	引 0	独 3	引 0	独 3	引 0	独 3
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 3		合計 3		合計 3		合計 3		合計 3	
	引 3	独 0	引 3	独 0	引 3	独 0	引 3	独 0	引 3	独 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 1 7		合計 1 6		合計 1 6		合計 1 6		合計 1 5	
	引 1 7	独 0	引 1 6	独 0	引 1 6	独 0	引 1 6	独 0	引 1 5	独 0
うち白色トレイ	合計 0		合計 0		合計 0		合計 0		合計 0	
	引 0	独 0	引 0	独 0	引 0	独 0	引 0	独 0	引 0	独 0

(単位：t)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別基準適合物等の収集実績と過去の実績を踏まえた収集見込量に、人口の減少率と廃棄物の推移率を勘案した見込率を下表のとおり設定し積算した。（詳細は別紙参照）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推計	3,140人 (対前年度比) 97.77%	3,070人 (対前年度比) 97.77%	3,001人 (対前年度比) 97.77%	2,934人 (対前年度比) 97.77%	2,869人 (対前年度比) 97.77%
人口推移率 ①	0.9559	0.9345	0.9137	0.8933	0.8733
廃棄物推移率 ②	0.9249	0.9249	0.9249	0.9249	0.9249
見込率 ①×②	0.8841	0.9643	0.8450	0.8262	0.8077

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬の段階	選別保管の段階	備考
缶	アルミ	缶類	町による指定袋回収	委託業者	
	スチール				
びん	無色ガラス	びん類	町による指定袋回収	委託業者	
	茶ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	町による拠点回収	委託業者	
	段ボール	段ボール			
	その他紙製容器包装	その他紙類			
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	町による指定袋回収	委託業者	
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック類	町による指定袋回収	委託業者	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

これまで同様、缶・びん・PETボトル・その他プラスチック、その他紙類及び、紙パック・段ボールについては、当町のリサイクルセンター及びストックヤードの施設で選別、圧縮、梱包、保管する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶類	指定袋	パッカー車 (3.3t車)	リサイクルセンター
スチール		指定袋		
無色ガラス	びん類	指定袋	平ボディ車 (4t車)	リサイクルセンター
茶ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	梱包排出	平ボディ車 (4t車) パッカー車 (3.3t車)	リサイクルセンター
段ボール	段ボール			
その他紙製容器包装	その他紙類			
PETボトル	PETボトル	指定袋	パッカー車 (3.3t車)	リサイクルセンター
その他プラスチック製容器包装	プラスチック類	指定袋		

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、広く住民や事業者等の意見を聞き入れながら、ごみの分別や出し方を徹底し、身近な生活の中での実践を呼びかけながら、ごみの減量化・資源化を積極的に推進する。

また、個人、学校、家庭、事業所等で環境学習を行い「ごみを出さない」という意識の啓発に努めると共に、各自治会が設置する収集箱の作成費の補助などの支援を行う。